委　員　長	所属長承認印

様式第１号（第７条関係）

2026 年　　8 月　4 日

つがる西北五広域連合つがる総合病院
　　倫理委員会委員長

所　属　看護部 9 階西病棟
申請者
氏　名　亀山　香　印

審　議　申　請　書

下記の医療行為等を実施したいので、つがる西北五広域連合つがる総合病院倫理委員会設置要綱第７条の規定により申請します。

審査対象	後方視的症例報告（単一症例）
課題名	重度栄養障害を呈した肝がん術後患者の一症例 ―NST 介入と胃瘻管理、嚥下リハビリテーションによる経口摂取再獲得―
実施責任者	所　属 9 階西病棟　　氏　名 亀山　香
分担職員	所　属 栄養部　　氏　名 今　遥平 所　属　　氏　名
医療行為等の内容	本研究は、当院に入院した 70 代男性（肝細胞癌術後）の診療録を用いた後方視的症例報告である。 対象症例は、術後約 4 ヶ月で体重が 22.4kg（29.9%）減少し、重度の栄養障害を呈した。また嚥下困難を認めたため嚥下造影検査を実施したところ嚥下反射惹起不全が確認された。 リハビリテーション目的で入院し、NST による栄養管理を開始した。フィーディングチューブを挿入し経管栄養を行ったが、認知機能低下により自己抜去が続いたため胃瘻造設を施行した。その後も栄養管理と嚥下リハビリを継続した結果、経口摂取も徐々に可能となり、約 2 月で体重が 6.6 kg（12.5%） 増加した。最終的に 3 食経口摂取が可能となり自宅退院した。 胃瘻造設から約 1 年後、胃瘻抜去に至った。本研究ではこの一連の経過を診療録に基づき後方的に検討するものであり研究のための新たな医療介入は一切行わない。
実施期間、医療行為等の実施場所及び症例予定件数等	・実施期間　　年　　月　　日（承認日から）～2027 年　1 月　31 日 術後入院日（2024 年 10 月 11 日）から胃瘻抜去（2025 年 10 月 8 日）までの期間を対象とし、倫理承認後にデータ整理と解析を行う。 **実施場所**：当院における通常診療の範囲内で実施された医療行為を対象とする。 **症例予定件数**：本症例のみの後方視的症例報告。
医療行為等における倫理的配慮	(1)対象者となる個人の人権擁護 本症例の個人情報はすべて匿名化し、個人を特定できる情報は研究データに含めない。データはパスワード管理された PC に保管し、研究代表者が厳重に管理する。 発表時も個人が特定されないよう十分に配慮する。

	(2)対象となる者に理解を求めその同意を得る方法 当院規定に従いオプトアウト方式で同意を得る。後方視的症例報告であり、新たな介入は行わない。 (3)医療行為等により生じる対象者への不利益及び危険性や医学上の貢献の予測 本研究は既存の診療記録を用いた後方視的検討であり、対象者に新たな不利益や危険性は生じない。 本症例の経過は、高齢者・低栄養・嚥下障害を併せもつ患者に対する栄養官営及びリハビリテーションの効果を示すものであり、今後の臨床に有益な知見を提供する。 (4)発表予定の学会や雑誌及び時期等 第42回日本静脈経腸栄養学会学術集会（JSPEN）にてポスター発表を予定している（開催時期：2027年2月）。 (5)その他 本研究に関連する利益相反はない。 研究は通常診療の範囲内で行われ、本研究のための追加介入は一切行わない。 研究終了後、データは適切に廃棄する。 本研究の結果は、当院倫理委員会の承認取得後に発表する。

受付番号	21	通知年月日		通知番号	

注意事項１．審査対象となる実施計画書又は出版公表原稿のコピーを添付して下さい。
２．この様式により難いときは、別に指定する様式を用いることができること。